平成２８年（フ）第２６２号
函館市西旭岡町２丁目52番地２
債務者　山本　英次
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２６３号
函館市西旭岡町２丁目52番地２
債務者　山本　惠子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７６号
函館市時任町21番３号
債務者　小畑　正子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３９１号
相模原市緑区二本松４丁目27番８号　リシャール橋本103号
債務者　木村　憲治
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３９７号
相模原市中央区上溝1290番地３　サンライズハウス203
債務者　松田ふじ江
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１１８号
さいたま市見沼区東大宮５丁目35番地６　エスト・レザンⅡ502
債務者　渡邊　　努
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５６号
埼玉県蓮田市馬込３丁目９番地　レオパレスルミエール105号
債務者　佐藤　友一
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３－３－206
債務者　徳田　公江（旧姓盛）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
青森県十和田市ひがしの１丁目17番28号、旧住所青森県十和田市一本木沢２丁目１番17号
債務者　川原　崇裕
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１６９６号
札幌市北区新琴似３条２丁目13番18号　坂本ビル201号
債務者　戸田　　忍
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８０５号
札幌市北区麻生町１丁目５番25号　アーバンコート麻生Ｖ202号
債務者　井手亜紀子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８０６号
北海道江別市大麻晴美町１番地の７
債務者　鈴木　郁美（旧姓諏江）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２６号
札幌市白石区本郷通６丁目北１番８－303号
債務者　今村　陽一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４１号
札幌市北区新琴似５条１丁目３番３号　マンション直美102号
債務者　齊藤　　直
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４２号
札幌市北区新琴似５条１丁目３番３号　マンション直美102号
債務者　齊藤　法子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５１号
札幌市西区発寒６条７丁目２番20―302号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５２号
札幌市西区発寒６条７丁目２番20―301号
債務者　林　　蘭
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部